平成２４年（フ）第２７１号
愛知県豊橋市大清水町字大清水121番地の４
債務者　伊藤　　伸
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６２５０号
大阪市東住吉区矢田２丁目８番21号　オーティーハイツ東住吉412号
債務者　大串　勝廣
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８号
熊本県水俣市百間町２丁目２番１号
債務者　松原　幸裕
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２４３号
北海道帯広市西15条北２丁目１番地43　グリーンライフⅢ102
債務者　森内　秀稔
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６２１号
静岡県藤枝市城南２丁目２番地の27
債務者　中村　伸夫
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０５号
長崎県北松浦郡佐々町市瀬免390番地　市瀬第２団地Ｄ棟304号
債務者　井口　秀子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４５５号
愛知県豊田市浄水町南平187番地267、前住所愛知県豊田市聖心町２丁目８番地15
債務者　須藤　熊治
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月４日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第８７４号
神戸市垂水区向陽３丁目２番15号平井文化205号、従前の住所神戸市垂水区青山台１丁目１番20―102号
破産者　内原　宜典
1　主文　当裁判所が平成24年10月17日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「神戸市垂水区青山台１丁目１番20―102号、従前の住所神戸市垂水区塩屋北町４丁目７番３号」とあるのを「神戸市垂水区向陽３丁目２番15号平井文化205号、従前の住所神戸市垂水区青山台１丁目１番20―102号」と更正する。
2　決定年月日　平成24年12月３日
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７６４５号
大阪府東大阪市新家中町１番８―103号、前住所大阪府東大阪市御厨西ノ町１丁目２番17号
破産者　辻川　克郎
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３６号
北海道爾志郡乙部町字緑町234番地１、住民票上の住所北海道爾志郡乙部町字緑町194番地
破産者　古畑　　篤
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２１２号
静岡市葵区安東２丁目９番22号
破産者　海野　　博
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８７０号
愛知県半田市花園町１丁目10番地の１　清風苑202号
破産者　伊藤　　強
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５８号
名古屋市西区上小田井２丁目101番地　グランドール緑地公園701号、開始決定時の住所名古屋市西区南川町10番地
破産者　澤井　健二
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９７号
名古屋市天白区島田４丁目2306番地
破産者　天野　　肇
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７号
大阪府泉南市樽井５丁目40番16号　201号、前住所大阪府泉南市樽井５丁目29番９号
破産者　藤原　幹男
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係